番号	401
おいて実施可能	住民票の写しの自動交付機の設置基準の 緩和
な特例措置	
特例措置を講じ	個人情報保護やセキュリティに配慮する
るに当たっての	こと

<u> </u>	中一以的が調すべき拍量についての計画」に記載する内台		
	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	住民票の写しの自動交付機の設置促進事	(その他の内容の整理をまって調整)	
	業	,	
措置区分	通知		
特例を講ずべき	請求者識別カードによる請求に基づく住		
法令等の名称及	民票の写し等の交付の請求に係る留意事		
び条項	項等について(平成2年6月19日自治		
	振第60号各都道府県総務部長あて自治		
	省行政局振興課長通知)		
	市町村が都道府県又は国の施設内に住民		
	票の写しの自動交付機を設置する場合に		
定	は、通知で定める一定の機能を備えた上		
	で設置しなければならない。		
41.5-111.5			
特例措置の内容	個人情報の保護やセキュリティに配慮し		
	つつ、通知で定める基準にかかわらず、		
	市町村の判断により住民票の写しの自動		
	交付機の設置を可能とする。		
	\		
実施主体	市区町村長	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
	特になし		
例措置に伴う弊			
害を防止するた			
<u>めの措置)</u>	I de la companya de l		
特例措置に伴い	特になし		
必要となる手続			

番号	402
構造改革特区に おいて実施可能 な特例措置	印鑑登録証明書の自動交付機の設置基準 の緩和
特例措置を講じ	個人情報保護やセキュリティに配慮する
るに当たっての	こと

<u> 2 . </u>	:平万軒・以府が蔣9へさ指直についての計画」に記載96内谷		
	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	印鑑登録証明書の自動交付機の設置促進	(その他の内容の整理をまって調整)	
	事業		
措置区分	通知		
	印鑑登録者識別カードによる申請に基づ		
法令等の名称及	く印鑑登録証明書の交付に係る留意事項		
び条項	等について(平成5年12月20日自治		
	振第208号各都道府県総務部長あて自		
	治省行政局振興課長通知)		
	市区町村が都道府県又は国の施設内に印		
	鑑登録証明書の自動交付機を設置する場		
定	合には、通知で定める一定の機能を備え		
	た上で設置しなければならない。		
特例措置の内容	個人情報の保護やセキュリティに配慮し		
	つつ、通知で定める基準にかかわらず、		
	市町村の判断により印鑑登録証明書の自		
	動交付機の設置を可能とする。		
	市区町村長	 (その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし	(との他の内骨の主体でよりで調定)	
同意の要件(特	特になり		
例措置に伴う弊	10100		
害を防止するた			
めの措置)			
特例措置に伴い	特になし		
必要となる手続			

<u> </u>	1後 1 の終当師力
番号	403
構造改革特区に おいて実施可能 な特例措置	土地開発公社の保有地の賃貸の容認
特例措置を講じるに当たっての 条件	業務範囲の拡大が構造改革特区の趣旨、 目的に合致し、特例措置を講ずる地域を 限定する合理性が認められ、公社の経営 の健全性を確保することが可能であるこ と。

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	土地開発公社の所有する区域内造成地賃 貸事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	政令		
	公有地の拡大の推進に関する法律施行令 第7条第3項		
特例を講ずべき 法令等の現行規 定	土地開発公社は、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに住宅用地、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地を造成し、販売することができる。		

特例措置の内容	(調整中)		・進の地別のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
実施主体	土地開発公社	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件(特 例措置に伴う弊 害を防止するた めの措置)	(調整中)		
特例措置に伴い 必要となる手続 き	認定を受ける地方公共団体と当該区域内 造成地を所有する土地開発公社の設立団 体が異なる場合において、当該地方公共 団体が認定の申請をしようとするとき は、あらかじめ、当該設立団体の意見を 聴かなければならない。	・公社に対しては計画の策定時に意見を聴取することが特区法上定められており、通常の設立団体と公社の関係から、設立団体の意向は公社を通じて反映されることが当然に想定されることから、このような手続きを更に追加する必要はないのではないか。	土地開発公社は設立団体とは別の法 人格と意思決定機関を有する法人で ある。また、設立団体は、土地開発 公社の経営状況に重大な利害関係を 有している。以上により、この手続 きは必要である。 (当該手続きは 「特例措置の内 容」欄へ移動)

番号	404
構造改革特区に	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提
おいて実施可能	供する場合における事業許可の届出化と
な特例措置	卸電気通信役務契約届出の免除
特例措置を講じ	1 地理的条件等により、高度な電気通
るに当たっての	信回線設備を民間事業者が設置すること
条件	がその経営上困難である地域
	2 地方公共団体が営もうとする第一種
	電気通信事業が、専ら卸電気通信役務を
	提供するものであること
	3 当該地方公共団体が営もうとする第
	一種電気通信事業が、当該構造改革特別
	区域における電気通信の健全な発達のた

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	地方公共団体による専ら卸電気通信役務		
	を提供する第一種電気通信事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき	電気通信事業法第9条、第39条の5		
法令等の名称及			
び条項			
特例を講ずべき	1 第一種電気通信事業を営もうとする		
法令等の現行規	者は、事業法第9条の許可を受けなけれ		
定	ばならないこと		
	2 第一種電気通信事業者が提供する卸		
	電気通信役務については、その契約を総		
	務大臣に届け出なければならないこと		

			_
特例措置の内容	1.地方公共団体が、その設定する構		
	造改革特別区域の地理的条件等により,		
	高度な電気通信回線設備を民間事業者が		
	設置することがその経営上困難であると		
	認められることから、当該構造改革特別		
	区域における電気通信の健全な発達のた		
	めに適切であるものとして、専ら卸電気		
	通信役務を提供する第一種電気通信事業		
	を自ら営もうとして内閣総理大臣の認定		
	を申請し、その認定を受けたときは、当		
	該認定の日以後は、当該地方公共団体に		
	対する認定を受けた地方公共団体に対す		
	る事業法並びに電波法、有線電気通信		
	法、有線放送電話に関する法律及び特定		
	電子メールの送信の適正化等に関する法		
	律並びに政令で定めるその他の法令の規		
	定の適用については、当該地方公共団体		
	を事業法第9条第1項の許可を受けた者		
	とみなす。ただし、事業法第39条の5		
	(卸電気通信役務を提供する契約)及び		
	事業法第3章(土地の使用)の規定の適		
	用については、この限りでない。		
	2 . 認定を申請しようとする地方公共団		
	体は、電気通信役務の種類及び態様、業		
	務区域並びに電気通信設備の概要を記載		
	した書面を総務大臣に届出なければなら		
	ないこととする。		
	3 . 構造改革特別区域法第9条第1項の		
	規定により、上記認定が取り消された場		
	合においては、当該取り消された認定を		
	受けていた地方公共団体に対する事業法		
	第39条の5(卸電気通信役務を提供す		
	る契約)の規定の適用については、同項		
	ただし書の規定にかかわらず、当該地方		
	公共団体を事業法第9条第1項の許可を		
	受けた者とみなす。		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

【検討要請への回答】

実施主体	地方公共団体	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	地理的条件等により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難である地域		
同意の要件(特 例措置に伴う弊 害を防止するた めの措置)			
特例措置に伴い 必要となる手続	なし		

番号	405
構造改革特区に	無線LAN等の出力の基準の緩和
おいて実施可能	(5 G H z 帯無線アクセスシステム)
な特例措置	
特例措置を講じ	空中線利得によって出力を増大させるも
るに当たっての	のとし、かつ、既存の固定局に混信を与
条件	えないこと。

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	過疎地等向け 5 GHz帯無線アクセスの導 入事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき 法令等の名称及	無線設備規則第49条の21第1項		
び条項			
特例を講ずべき	送信空中線の絶対利得は10デシベル		
法令等の現行規	(10倍)以下とされている。		
定			

特例措置の内容	地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して送信空中線の絶対利得を引き上げる場合に、その上限値を13デシベル(20倍)とする。	何故、現行の2倍とするのか。	(前提) $5 \text{G} + \text{D} \times D$
実施主体	電気通信事業者及び406の特例措置を 講じる場合は電気通信事業者以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	地理的条件等により、空中線の絶対利得 を上げる必要が認められる地域(加入者 が比較的離散的に存在する地域)		

同意の要件(特		
例措置に伴う弊		
害を防止するた		
めの措置)		
特例措置に伴い		
必要となる手続		

# -	
番号	406
	無線アクセスシステムを電気通信事業者 以外にも個別に免許を付与
特例措置を講じ	当該地域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えないことを条件として、個別のケースに応じて免許する。

2 · 2 · 1 · 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	無線アクセスシステムの電気通信業務以	(その他の内容の整理をまって調整)	
	外への活用事業		
措置区分	省令、告示		
特例を講ずべき	電波法施行規則第6条第4項		
法令等の名称及	無線設備規則第7条第25項		
び条項	周波数割当計画		
特例を講ずべき	無線アクセスシステム(5GHz帯等) につい		
法令等の現行規	ては、電気通信事業者が無線局免許を受		
定	けることができる。		

特例措置の内容	無線アクセスシステムについて、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、構造改革特別区域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲において通信を行うものである場合に電気通信業務用以外への免許を可能とする。	「構造改革特別区域及び周辺における」とあるが、「周辺」とは、どの程度の範囲を示すのか。 「電気通信事業者のシステム展開に影響を与えない範囲」とは何か。 「電波需要に影響を与えない範囲」とは何か。	「周辺」は、特区における無線アク(現 ・ 大学では、大学では、大学でのでは、大学でで、大学でで、大学でで、大学でで、ないがあると、は、大学に、ないがが、で、は、大学でで、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学
実施主体	電気通信事業者以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	地理的条件等により、電気通信事業者の		
	システム展開が見込まれない地域		
同意の要件 (特			
例措置に伴う弊			
害を防止するた			
めの措置)			

特例措置に伴い必要となる手続き	無線局の免許に当たっては、将来電気通信事業者のシステム展開や電波需要に支障を与えるおそれが生じた場合、電気通信事業者と調整を行うことが確保されるための条件を付すものとする。		認定計画の段階をクリアしたのち、その段階ではまだ詳細が明らかでない設置場所、設備の内容等について審査の上免許することとなるが、免許の際には想定されていない電気通信事業者等の関係者が将来的に事業展開を図ろうとする場合、調整が必要になることから条件を付すもの。特に、無線局免許は再免許制度(5年後)を採用していることから、これは免許「手続き」としての整理を行うべきものである。
-----------------	--	--	--

番号	407
	農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応
特例措置を講じ るに当たっての	現行制度と同等の安全性が確保されること

<u> </u>	「政府か講すべき措直についての計画」に記載する内容		
	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	農家民宿事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき 法令等の名称及 び条項	消防法第17条、消防法施行令第2章第3節		
	旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、維持しなければならない。		
特例措置の内容	農家民宿事業(注1)を構造改革特別区域内で行う場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長は消防法施行令第32条(注2)に表述、消防法施行令第32条(注2)たり、消防長又は消防署長の判断にあるが高級であるができるには、当該農家の日間によりできること等について、通知によりできることする。	ことができること等」の「等」の内容	現時点の特例措置は、特区構想に係る第1次提案時において出された4 団体の提案をもとに、現時点で明した に想定しうるものについて記載等を ものである。今後、第2次提案のに きのである。当該特例措置にのいい その結果可能なものについ を通知し、そのがでありいい であずる。 であり、その意味で、「等」と したものである。

実施主体 農家民宿事業を行う農業者 (その他の内容の整理をまって調整)	特例措置の内容	要で、自然のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	「延べ面積150㎡未満」とする理由は何か。	一般的に建築物の規模が大きくなるほど避難困難性が増すことから、農家民宿の建物構造等の特性を踏まえ、一般的に簡明な経路で避難できる規模と考えられる延べ面積150㎡を設けたものである。
想定対象地域 農村地域	7 1/10 — 1 1	農家民宿事業を行う農業者	(その他の内容の整理をまって調整)	

【検討要請への回答】

同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	_	
特例措置に伴い 必要となる手続	_	

番号	408
	工場棟の建て替えやコンビナート地区の
	再開発等における石油コンビナート等災
な特例措置	害防止法上のレイアウト規制等の見直し
	代替措置について個々の事業所のレイア
るに当たっての	ウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検
条件	証され、現行の施設地区の基準によって
	担保される安全性と同等の安全性が確認
	されること。

<u> </u>	<u> 政府が講りへき措直についての計画」に記載りる内容 </u>			
	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答	
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業	(その他の内容の整理をまって調整)		
	所の再生推進のための安全確保事業(仮			
	称)			
措置区分	省令			
特例を講ずべき	石油コンビナート等特別防災区域におけ			
法令等の名称及	る新設事業所等の施設地区の配置等に関			
び条項	する省令(以下、「レイアウト省令」と			
	いう。) 第10条、第11条、第12条			
特例を講ずべき法令等の現行規定	・第10条(施設地区の配置の基準)では、製造施設地区は、その面積が千平方メートルを超え七千平方メートル内内の部分に施設又は設備を設地区の下が、10、12メートルの特定通路の幅員)では、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等・第12条(通路の配置及び形状の基準)では、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等			

特例措置の内容	代替措置を講ずることによってレイアウト省令第10条(施設地区の配置の基準)、第11条(特定通路の幅員)及び第12条(通路の配置及び形状の基準)の各号で定める基準と同等の安全性が担保されているものとして、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。		
実施主体	レイアウト規制の対象となる第 1 種事業 者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件(特 例措置に伴う弊 害を防止するた めの措置)	代替措置について、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 代替措置による総合的な安全性を確認するために必要な実験データや文献等を提出すること。	・ については、特例措置の条件として特例措置の内容欄に記述すること・ 「総合的な安全性」とは何か。・提出する実験データや文献等で示すべき評価項目を限定列挙されたい。	・ については、特例措置の条件として特例措置の内容欄に記述すること 計画について同意、不同意を判断するためには、申請時に提出された実験データや文献等の内容により、総合的に安全性を確認する必要があることから申請時に必要な手続きとして「同意の要件」に明確に示す必要がある。
			・ 「総合的な安全性」とは何か。 各施設地区の面積又は配置が当該各施設地区相互の関係、当該第1種事業所の敷地の面積及び地形、当該第1種事業所の周囲の状況その他の状況を、及び連絡導管又は連絡道路の配置が当該第1種事業所の各施設地区との関係、当該第1種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を、それぞれ勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないこと。(石災法第8条第1項関係)

特例措置に伴い		・提会でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
必要となる手続		